

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理 (4/9時点)	内閣府整理 1-1 対応可能なもの 2 実現に向けた条件、代替 案の検討を継続して行 う 3 実現不可能なため、各事 件に対して策定の検討を継続 する 4 指定自治体で代替案を 検討し提案内容の再検討を行 うもの
					関係省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
160	あわじ環境未来島特区	チャレンジファームによる人材養成	-平成20年に民間企業が立ち上げ、毎年若者の受け入れを行っている。米路チャレンジファームで農業を学ぶ若者への修学資金制度を創設する	-農業の担い手の高齢化、減少が進む現状において、農業の持続のためには、若年世代を中心に新規就農者を確保していくことが重要である。 -経済的意欲が強い若年世代が農業を学ぶことに集中できる環境づくりのためにも、生活の安定を支援する方策が必要である。 -チャレンジファームを運営する民間企業や地元市が行う場合、財政面で負担が大きい。	農林水産省 就農・女性 就農課	新規就農総合支援事業実施要綱	B	自治体が提案する修学資金制度の創設については、平成24年度予算において、農業研修に取り組み若者の所得確保を支援する青年就農給付金(準備型)(年間150万円、最長2年間、就業予定時の年齢が原則4歳未満であることや、独立・自営就農または雇用就農を目指すこと、常勤の雇用契約を締結していないことが条件。)を創設することとしており、要件を満たせばこの事業の活用により対応可能と考えられる。	C	-チャレンジファーム事業において、株式会社パソナグループと研修生との間で雇用契約を締結することを想定しているため、「青年就農給付金(準備型)」を活用することができない。 -については、下記の対応をお願いしたい。 - 青年就農給付金(準備型)の実施要件の1つである「(4)常勤の雇用契約を締結していないこと」を適用除外とする。 - または、常勤の雇用契約も対象とする新たな給付金の創設を検討願いたい。	要望されている要件緩和について、引き続き検討が必要であると考え。	Ⅲ
164	あわじ環境未来島特区	環境と人を再生するエコ・クラインガルデン(アグリ・スマートビレッジ)づくり	-淡路島北部の土取り跡の自然回春を図りつつ、都市の住民などが遊ばせ、心身の健康を回復するクラインガルデン(滞在型農園)を推進。 - 周辺の地産産物である緑茶産地と連携し、香りをかきたたクラマテラビーのプログラム開発とクラインガルデンでの活用を行い、これら両案を併用し、アロマテラピーの専門人材育成やアロマとの交流の中で深める。 - 各自然地域ならではのエネルギー自給力が高いスマートコミュニティとしていくことを検討	-当該プロジェクトの事業実施主体については、「農産漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について」第2-4-(2)の要件を緩和し、地元農業者や消費者が主たる構成員又は出資者となっている農業生産法人である株式会社については、全て事業実施主体となるようにする。 - そのうえで、当該農業生産法人に対して、農産漁村活性化プロジェクト交付金による支援をお願いしたい。	農林水産省 農村整備官	農山漁村活性化法第6条第2項 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	B	計画主体(市町村等)が、活性化計画の区域における定住等及び地域間交流の促進のために必要と認められた者であれば、現行の事業実施主体の要件を緩和せず対応可能。 ただし、その場合、計画主体は「農山漁村の活性化に資する者」と判断した根拠について、合理的に説明することが必要となる。	C	-事業実施主体として想定している株式会社パソナグループとしては、現時点ではエコ・クラインガルデン事業の事業実施主体の枠組みについて決定していないが、同社が支店権を有する子会社(参入法人)が事業実施主体となることも想定している。 - この場合、当該参入法人は、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について」第2-4(2)の規定により事業実施主体となることができない。 - このため実施要領第2-4(2)の要件緩和を求める。	現行制度では提案実現が困難なため、要件緩和や代替案の可能性について、引き続き協議が必要。	Ⅲ
167	あわじ環境未来島特区	地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証(トリス系資源の発電・液体化による貯蔵利用) 【フェージビリティ・スタディ】	熱分解ガス化技術により、道路の劣化や島内で電力が深刻化している特殊なエネルギーを生産。各地で行われている大規模ゴミ発電のモデルではなく、地域の特性を生かした小規模・低汚染型発電モデルの開発のため、平成23年度は費予算による調査を、平成24年度には本格的なFSを行う予定。	フェージビリティ・スタディに係る財政支援(国10/10)をお願いしたい。	環境省 地球環境局 地球環境化対策課		B	環境省の既存事業(地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務等)への応募を検討してはどうか。ただし、本事業の採択候補の選定においては、外部有識者を含む委員会による審査があり、特区提案としての社会的意義は考慮されるが、必ずしも採択されるとは限らないことに留意されたい。	a	下記の3事業の活用を視野に入れ検討してまいりたい。 - 地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務(環境省) - 緑と水の環境技術革新プロジェクト事業(農林水産省) - 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業(農林水産省)	-	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【一】V 【二】実現が可能なものも 【三】平成25年度概算要求 等の検討がなされるもの 【四】見解の相違から協議 を一旦終了するもの 【五】自治体が再検討又は 取り下げたもの等
					(対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:実行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		(対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)			
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
160	あわじ環境未来島特区	チャレンジファームによる人材養成	・平成20年に民間企業が立ち上げ、毎年若者の受け入れを行っている。当該チャレンジファームで農業を学ぶ若者への修学資金制度を創設する。	・農業の担い手の高齢化、減少が進む現状において、農業の持続のためには、若年世代を中心に新規就農者を確保していくことが重要である。 ・経済的基盤が弱い若年世代が農業を学ぶことに集中できる環境づくりのためにも、生活の安定を支援する方策が必要である。 ・チャレンジファームを運営する民間企業や地元市が行う場合、財政面での負担が大きい。	C	24年度新規事業として、青年就農給付金を創設したところであるが、常勤の雇用契約を結んでいる場合は最低賃金以上の給与と認められることから、給付金(準備型)の給付対象とはしていないため。	b	・農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の持続のために、多様な者による新規就農者の育成・確保が必要である。 ・については、新規就農者の育成・確保に取り組み民間企業を支援する新たな補助メニューの創設を検討いただきたい。	農林水産省から常勤の雇用契約については対応が困難との見解が示されたが、協議を踏まえ指定自治体が青年就農給付金の活用について検討することとしたため協議終了。	V
164	あわじ環境未来島特区	環境と人を再生するエコクラインガム(アグリスマートビルディング)づくり	・淡路島北部の土取り跡の自然回復を図りつつ、都市の住民などが癒され、心身の健康を回復するクラインガム(再生生態園)を整える。 ・さらに地産産出である香辛葉と連携し、香りをまじえたアロマテラピーのプログラム開発とクラインガムでの活用を行い、これら関連療法(アロマテラピー)の専門人材育成プログラムの交流の場とする。 ・多自然地域ならではのエネルギー供給が可能なスマートコミュニティとしたいことを検討	・当該プロジェクトの事業実施主体については、「農産漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について」第2-4-(2)の要件を緩和し、地域の農業者や消費者が主たる構成員又は出資者となっている農業生産法人である株式会社については、全て事業実施主体となるようにする。 ・そのうえで、当該農業生産法人に対して、農産漁村活性化プロジェクト交付金による支援を願いたい。	Z	1 本交付金では、農山漁村の活性化を図るため、地域の農業者等の創意工夫に基づく取組を支援することを目的としていることから、参入法人その他農山漁村の活性化に資する者で計画目標達成のために真に必要な者として「計画主体が指定した者」が事業実施主体となり得るよう、相当な要件緩和を図っているところ(要領の運用第2-4)であり、本事業においては、計画主体(市町村等)が、活性化計画の区域における定住等及び地域間交流の促進のために真に必要な者であれば、現行の事業実施主体の要件を緩和せず対応可能。 2 なお、農山漁村の活性化に資する者で計画目標達成のために真に必要な者については、特に企業規模の制限等を設けておらず、計画主体の判断に委ねられるところであるが、国の補助金等を投入する必要性、有効性等については、慎重に検討されるべきであり、当該事業実施主体への支援による活性化計画の区域への効果を十分に検証し、その妥当性を具体的に整理するよう計画主体に依頼中。	a	-	計画主体が真に必要な者であると認められたものであれば、現行制度で対応可能との見解が示されたことから、指定自治体は要望が実現可能な見込みと判断したため協議終了。 指定自治体は事業実施主体を支援することによる総合特区計画への効果を十分に検証し、その妥当性を具体的に整理すべく検討を進めること。	I
167	あわじ環境未来島特区	地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証(トライ系資源の発電・蓄電化による貯蔵利用)【フィージビリティスタディ】	熱分離ガス化技術により、道路の野火後島で発電が実現している竹材等のエネルギー化を図る。各地で行われている大規模コージェネのモデルではなく、地域の特性を生かした小規模・住民参加型モデルの構築のため、平成24年度は様子見による調査を、平成25年度には本格的なFSを行う予定。	フィージビリティスタディに係る財政支援(国10/10)をお願いしたい。	-	-	-	-	本要望事項については、指定自治体が農林水産省の「福と水の環境技術革命プロジェクト」事業を活用することを念頭に事業を再検討していくこととしたため協議終了。	V

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 (4/3時点)	内閣府整理 (4/3時点)	
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
167	あわじ環境未来島特区	地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証(ドライ系資源の発電・液体化による貯蔵利用)【フィージビリティ・スタディ】	熱分解ガス化技術により、道路の剪定枝や島内で取木が深刻化している竹材等のエネルギー化を図る。各地で行われている大規模ゴミ発電のモデルではなく、地域の特性を生かした小規模・性質多様なエネルギーの確保のため、平成23年度は県予算による調査を、平成24年度には本格的なF&Dを行う予定。	フィージビリティ・スタディに係る財政支援(国10/10)をお願いしたい。	経産省 新 工本課			B	24年度要望については、農林水産省の既存事業(緑と水の環境技術革新プロジェクト事業)の活用で対応可能と考えられるため、その活用をご検討いただきたいと思います。	a	-	-	I
167	あわじ環境未来島特区	地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証(ドライ系資源の発電・液体化による貯蔵利用)【フィージビリティ・スタディ】	熱分解ガス化技術により、道路の剪定枝や島内で取木が深刻化している竹材等のエネルギー化を図る。各地で行われている大規模ゴミ発電のモデルではなく、地域の特性を生かした小規模・性質多様なエネルギーの確保のため、平成23年度は県予算による調査を、平成24年度には本格的なF&Dを行う予定。	フィージビリティ・スタディに係る財政支援(国10/10)をお願いしたい。	農林水産省 食料産業局 新事業創出課			B	平成23年10月に食と農林漁業の再生推進本部が決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、農山漁村の6次産業化を推進することとされており、こうした方針に基づいた6次産業化を効果的に進める必要があります。このため、緑と水の環境技術革新プロジェクト事業において、6次産業化の推進が効果的となされるような条件・補助率等事業化可能性調査は定額(上限1千万円)、技術実証・整備は1/2(六次化法の研究開発等計画の認定者は一部2/3に上限)を定めているところであり、自治体の提案は、本事業の事業化可能性調査(定額、上限1千万円)で対応可能です。 なお、現行の予算事業は、公募の上、審査を経て採択することになっており、無審査で補助金を交付することは想定しておりません。	a	下記の3事業の活用を視野に入れ検討してまいります。 ・地球温暖化防止可能エネルギー事業化検討事業(環境省) ・緑と水の環境技術革新プロジェクト事業(農林水産省) ・農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業(農林水産省)	-	I
170	あわじ環境未来島特区	日本有数の潮流を活用した潮流発電の検討	-日本有数の潮流をもつ淡路島開港米、南米など世界の先進事例もふまへながら、淡路島の海峽部での潮流発電の実証の可能性について検討を行い、可能性が高い場合は実証実験を実施する。	-海洋エネルギー開発については、まだエネルギー利用技術が確立していないこと、また地域特性の影響を大きく受けることから、フィージビリティ・スタディと実証実験が必要不可欠であるが、地元市、民間企業、研究機関だけでは事業実施のための十分な資金が確保できないことから支援が必要である。 -財政支援により事業の円滑化が図られ、海洋エネルギー活用の実用化技術の確立につながることを期待される。	経産省 新 工本課			C	-	-	-	経済産業省と指定自治体間で協議中であり、今後必要に応じて実務者レベル協議等を行ったうえで引き続き検討を行う。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【～V 】:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げられるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
167	あわじ環境未来島特区	地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証(ドライ系資源の発電・液体化による貯蔵利用)【フィージビリティ・スタディ】	熱分解ガス化技術により、道徳の野定株や島内で拡大が深刻化している竹類等のエネルギー化を図る。各地で行われている大規模ゴミ発電のモデルではなく、地域の特性を生かした小規模・住長参加型モデルの構築のため、平成23年度は県予算による調査を、平成24年度には本格的なFSを行う予定。	フィージビリティ・スタディに係る財政支援(国10/10)をお願いしたい。	-	-	-	本要望事項については、指定自治体が農林水産省の「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」を活用することを念頭に事業を再検討していくこととしたため協議終了。	V	
167	あわじ環境未来島特区	地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証(ドライ系資源の発電・液体化による貯蔵利用)【フィージビリティ・スタディ】	熱分解ガス化技術により、道徳の野定株や島内で拡大が深刻化している竹類等のエネルギー化を図る。各地で行われている大規模ゴミ発電のモデルではなく、地域の特性を生かした小規模・住長参加型モデルの構築のため、平成23年度は県予算による調査を、平成24年度には本格的なFSを行う予定。	フィージビリティ・スタディに係る財政支援(国10/10)をお願いしたい。	-	-	-	担当省庁から、既存の「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体は実現が可能となる見込みと判断し了解したため協議終了。	I	
170	あわじ環境未来島特区	日本有数の潮流を活用した潮流発電の検討	・日本有数の潮流をもつ淡路島周囲の海域の潮流を活用し、欧州、北米、南米など世界の先進事例も参考に、当該島の海部町の潮流発電の実証の可能性について検討を行い、可能性が高い場合は実証実験を実施する。	・海洋エネルギー開発については、まだエネルギーの利用技術が確立していないこと、また地域特性の影響を大きく受けることから、フィージビリティ・スタディと実証実験が必要不可欠であるが、地元市、民間企業、研究機関だけでは事業実施のための十分な資金が確保できないことから支援が必要である。 ・財政支援により事業の円滑化が図られ、海洋エネルギー活用の実用化技術の確立につながることを期待される。	C	本事業については、技術的な問題(実証海域設定に係る地元漁協との調整、航路に係る関係機関との調整、実証技術の具備等)や、潮流発電による将来的ビジョンにおいて未調整・未確定な要素が多く、事業の有効性を高めるための検討が必要であり、対応は困難。 なお、当方における24年度実施事業(海洋エネルギー技術研究開発事業)において要素研究・実証研究事業を予定している。	b	事業内容については現在引き続き詳細を検討中であり、必要に応じて協議に応じていただきたい。	V	